

第32軍司令部壕保存・公開検討委員会
第1回会合 議事概要

日 時：令和3年1月22日(金)

午後1時～午後3時

場 所：沖縄県自治研修所8階

— 【委 員】 —

法 律	玉城 辰彦	ていだ法律事務所 弁護士
経 済／観 光	下地 貴子	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー受入事業部長
沖 縄 戦 研 究	吉 浜 忍	元沖縄国際大学総合文化学部 教授
戦 跡 文 化 財	大城 和喜	元南風原文化センター 館長
応 用 地 質 学	佐々木靖人	国立研究開発法人土木研究所 地質監
地 盤 工 学	伊 東 孝	国立大学法人琉球大学工学部 教授
ト ン ネル 工 学	小 泉 淳	早稲田大学 名誉教授
地 域 振 興	宮良 吉雄	首里自治会長連絡協議会 会長
平 和 教 育	仲泊 和枝	(特非) 沖縄平和協力センター 理事長
情 報 技 術	永井 義人	(一財) 沖縄ITイノベーション戦略センター専務理事

— 【事務局】 —

沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 保護・援護課
沖縄県土木建築部 都市公園課
沖縄県教育庁 文化財課
那覇市
日本工営株式会社

— 【議事概要】 —

- 1 開 会 (挨拶：名渡山子ども生活福祉部長)
- 2 出席者紹介
- 3 県民の声 (これまでの要請等) や文献調査の概要説明
- 4 事業の概要説明
- 5 議事内容
 - (1) 委員長選出
 - ・ 委員からの推薦なし
 - ・ 事務局から法律分野の玉城委員を委員長とする選任案を提案
趣 旨： 本委員会の議論の軸が、沖縄戦研究等の学術的な意見と工学等の技術的な意見が一つのテーブルを囲んで交わされることにあり、その他の分野の委員に議論をまとめる委員長を務めていただきたい。
 - ・ 委員の互選により、玉城委員を委員長に決定
 - ・ 委員長の指名により、吉浜委員を委員長代理に決定

(2) それぞれの専門分野の意見

① 経済／観光 下地委員

- ・ まずは安心安全を確保し、様々な課題を解決した上で、観光の戦争遺跡資料として、修学旅行等における平和学習の場として、公開に向けて取り組んでいければと思う。
- ・ 文化遺産の首里城と戦争遺産の第 32 軍壕が、一つの場所で学べる利便性がある。
- ・ 現在の体験学習の傾向として“壕の中で懐中電灯を消す真っ暗体験”がリアル体験として要望が多くなっている。第 32 軍壕が公開されると実際の入壕体験と資料館等での学習効果が更に期待できると思う。
- ・ 公開に伴う来客数が増える事が想定されるので、駐車場問題や渋滞等地域の理解や連携が必要であると思う。

② 沖縄戦研究 吉浜委員

- ・ 戦争遺跡の活用の原点は、本土の修学旅行であり、ガマの案内の経験をとおとして、「ガマに 1 回入ったほうが、戦争の本を 100 冊読むより効果がある」と発信してきた。
- ・ 戦争の記憶を持つのは人だけではない。戦争（を経験した）遺跡に人が手を加えることによって、遺跡が戦争体験を語ることができる。
- ・ 今後、戦争体験者から証言を聞くことが出来なくなる。この問題を議論する最後のタイミングであり、当事業は歴史的な取り組みになる。
- ・ 前回の委員会で残されている課題や、研究が進んでいる戦跡考古学等の新たな課題を解決していく必要がある。
- ・ 第 32 軍司令部壕だけでなく、首里城周辺、首里の街周辺をセットにして戦争遺跡を巡るプログラムを作ることで、面的な広がりを持たせることができる。
- ・ 第 32 軍司令部壕は、歴史的にも地質的にも分からないことが多い。今実施している資料収集やその解明、実態調査、周辺調査、発掘調査により具体的な事実を知ることが重要である。

③ 戦跡文化財 大城委員

- ・ 南風原陸軍病院壕の文化財指定に携わった経験から、壕を保存するための最良の方法は、法律で網をかぶせる、すなわち文化財に指定することが最善だと思う。
- ・ 文化財指定には地主の同意を要するため、土地の買い取りが必要となり、莫大な経費がかかる。南風原壕は総合運動公園用地に入っていたので公園事業として買い取った経緯がある。
- ・ 文化財選定基準の指定基準を改正することにより、戦争遺跡を文化財として指定できる。第 32 軍司令部壕が県の文化財指定第 1 号となるよう取り組む必要がある。
- ・ 保存と公開は矛盾、対立する。保存するなら公開しないほうがいいが、公開

しなければ価値が伝わらない。今後どのように折り合いをつけるか議論していきたい。

④ 応用地質学 佐々木委員

- ・ 第5坑道については、意外と健全な状態であるという印象だが、部分的には風化や亀裂があり危険性が高い箇所がある。
- ・ 今後、地質調査としては、危険度の高い箇所や、それを保存・補強するための方法など、十分な坑道観察をしてデータを収集することが重要である。
- ・ 未発掘部の推定や地下水の状態等を分析するため、ボーリング調査などにより、地質の状態を3次元的に把握することが重要である。
- ・ 保存・公開に当たっては、地下水を排除する必要があるが、その地下水が周辺の自然環境を形成し、湧水などを醸成する機能を果たしているため、両立が必要となる。
- ・ 壕周辺の地質は琉球石灰岩や島尻泥岩という沖縄特有の地質であり、地質調査で得た情報は、歴史や文化に加え首里城周辺の自然環境の理解や、観光、教育に活用することも可能である。

⑤ 地盤工学分野 伊東委員

- ・ 第5坑道について、これまで保安全管理が十分に行われてきたことにより健全性が保たれている印象だが、風化はゆっくりだが確実に進んでいる。早く結論を出して対策を行う必要がある。
- ・ 島尻層泥岩（クチャ）は、スレーキング（乾燥と湿潤の繰り返し）により一気に劣化するので、いつまでも待ってられない。
- ・ 平成13年度に起きた陥没事故は、琉球石灰岩の断層に溜まった土砂が落ちたと考察されているが、第1坑道地表部の首里城の中で陥没が起きないかなど調査が必要である。
- ・ 侵入経路等水の動きに関する調査や地表面の変位観測が必要である。

⑥ トンネル工学 小泉委員

- ・ 壕の断面や地盤の状況から、トンネルを掘ることは難しくはない。どのような形で、また、どのくらいの規模で保存・公開するのが一番重要となる。
- ・ 保存できる形で造り直し壕内を歩き回れるようにするのか、当時の姿を残した状態で見学できるようにするのか、それは一部なのか全部なのかということで対応方法は変わってくる。
- ・ 坑道は、第1坑口から第5坑口へ突き抜ける形が本来の形だと思うが、第2、第3坑口を造ったというのは、第1坑口の断面が大きく取れなかったか、崩壊しやすいなどの理由があったと推測される。
- ・ 乾湿の繰り返しや木の根の入り込みにより壕内の地盤は劣化するので、劣化を止めるためにどこまでやるか、どういう形で保存するかが一番のポイントである。

⑦ 地域振興 宮良委員

- ・ 城西小学校まちづくり協議会などが参加した首里城下町の将来を考えるグループワークでは、第 32 軍司令部壕を保存・継承してほしいという声が出た。
- ・ 第 5 坑道に入壕したが第 1 坑道もこのような状況であれば、保存も公開も大変だろうというのが率直な感想であり、かなりの技術と予算がなければ難しいと感じた。
- ・ 本当に公開するのであれば、安全を確保するために、どのように道路を整備するのか考えなければならないが、これにも予算がかかる。
- ・ 第 32 軍壕は、首里の子どもたちの平和学習の対象となっていない。地域を知ることが将来の地域のあり方にも関わってくると思う。
- ・ 現状の首里城観光では、観光客は戦跡を見ることはないが、今後は戦跡も見てもらおうことが大事だと思う。安全を確保した保存と公開を進めてほしい。

⑧ 平和教育 仲泊委員

- ・ 第 5 坑道を見て、果たしてこのような所を補修して人を呼べるのかと悲観的な思いを持った。
- ・ 議論の流れとして、平和学習に必要だから公開するという順番か、安心安全が確保されて後に平和教育の場として利用するという順番かと考えていたが、各委員の話の聞くと同時並行という印象を持った。
- ・ 第 32 軍司令部壕は住民が避難した他の壕やガマと異なり、戦争を司令する役割を持っていた壕であり、安全安心が担保され公開するのであれば、誰（県か、住民か、軍か）が誰（県民か、内外か、次世代か）に向けてどのようなメッセージを出すのかということを確認すべきである。
- ・ 壕の公開により、戦争を起こした構造や体制が分かれば、二度と戦争は起こさないという一助になるのではと感じている。

⑨ 情報技術 永井委員

- ・ 東日本大震災以降、ダークツーリズムが取り上げられているが、沖縄の観光は慰霊の旅から始まって、平和学習というポジティブなネーミングとコンセプトが特徴的である。
一般的に、ダークツーリズムの対象は悲しい歴史しかないが、壕がある場所は、表に光ともいえるべき首里城があり、地下には影の 32 軍壕が同時に存在する。光と影の二面性を同時に持つ場所は世界に類を見ない極めてユニークな存在になり得るのではないかと思う。
- ・ 32 軍壕のプロジェクトは 1962 年から始まり約 60 年間膠着状態となっている。これを打破するためには、コストや時間・技術は一旦忘れ、まず理想的な 32 軍壕の在り方を設定し、その未来に向かって、現状取り組むべきことを策定するバックキャストという考え方を試みてはどうか。サグラダファミリアは、当初 300 年想定プロジェクトだった。32 軍壕も眼前の課題だけにとらわれず、長期的な視点をもつべきである。

⑩ 法 律 玉城委員長

- ・ 法律的地から支配権が上下に及ぶ土地について、上は国や県が管理する首里城公園になっているが、下の保存・利用関係はまだ議論は詰まっていない段階である。
- ・ 当委員会において、第 32 軍司令部壕の保存の仕方、利用の仕方、公開の仕方などの方向性について、多角的な分野から知見を集め、ここまで議論したという集積を最低限やらなければならないと考えている。

(3) 今後の委員会の進め方

- ・ 委員会の公開又は非公開について、委員からの以下の意見を踏まえ、特別に公開に関する異議や異論、要請がない限り、原則として公開することで決定した。
 - 県民の関心度が強いこと
 - 歴史的な事業であること
 - リアルタイムに周知することにより、観光客も含めて一層の関心の高まりが期待できること
 - 県民等に内容をきちんと知らせることが重要であること
- ・ 次回の委員会について、「文化財指定」に関する論点を整理し議論を進めることで、委員の了解を得る。

6 閉 会